

水循環保全条例


条例第16条第1項

「水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域」を、**水源保全地域**として指定

条例第17条、第18条

水源保全地域内において下記の届出が必要

- ・ 土地取引**事前**届出 (面積要件なし)
- ・ 開発行為**事前**届出 (面積要件なし)

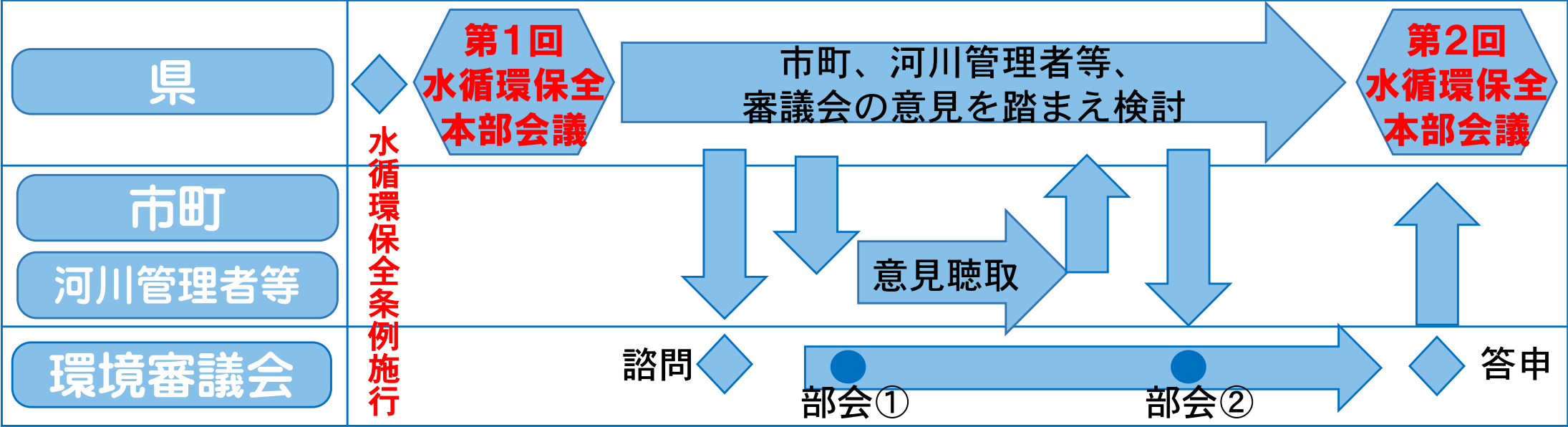
- 
- ・ 開発行為や土地取引を早期に把握
 - ・ 関係部局で共有し、必要な指導等を実施

水循環保全条例

条例第16条第2項

水源保全地域を指定するときは、あらかじめ、関係する国有林野の管理者、河川管理者及び市町の長並びに審議会の意見を聴かなければならない

R4/7月 8月 9月 10月 11月 12月 R5/1月



他県の指定状況

対象地域		道府県数
森林を基本とする地域		16
	・ 森林全体又は大部分	6
	・ 地域森林計画対象森林	10
取水地点の周辺の地域		3
	・ 植生調査に基づく水源涵養機能が高い区域	1
	・ 取水地点及び集水域等	2

指定の考え方

①森林を基本とする地域を指定する

⇒森林等の持つ**水源涵養機能を重視**して指定

【委員意見】

- ・水田は、通年で洪水調整機能や雨水の浸透機能を有する
- ・森林と水田の水源涵養機能の優劣の比較は馴染まない

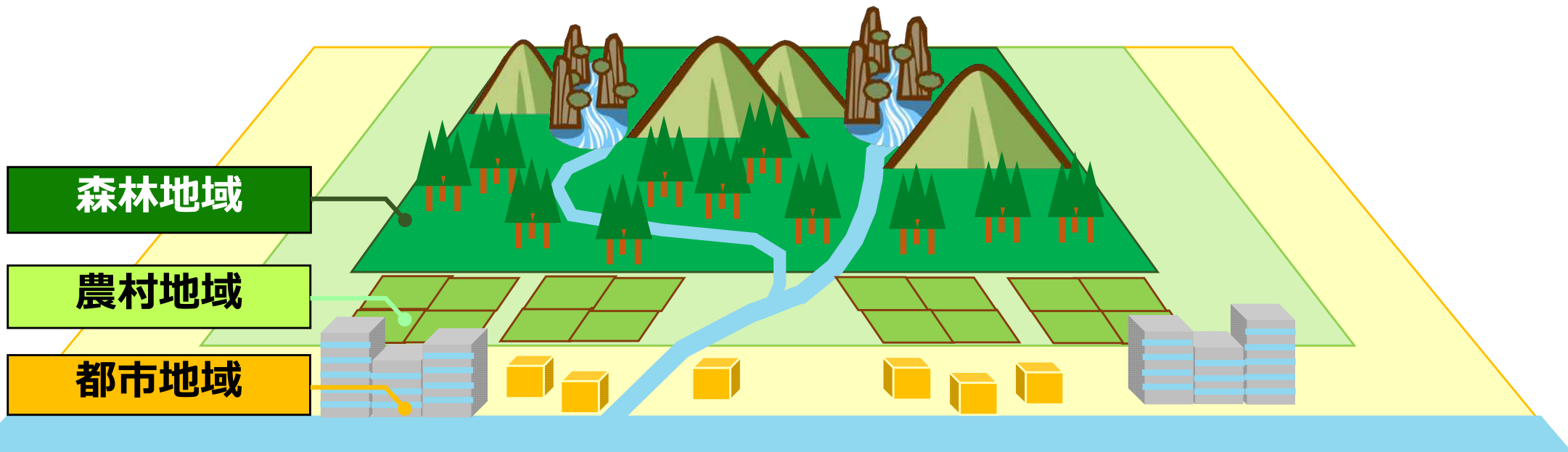
②取水地点の周辺地域を指定する

⇒**取水地点や集水域等の保全を重視**して指定

【市町意見】

- ・取水地点の周辺を水源保全地域に指定すべき

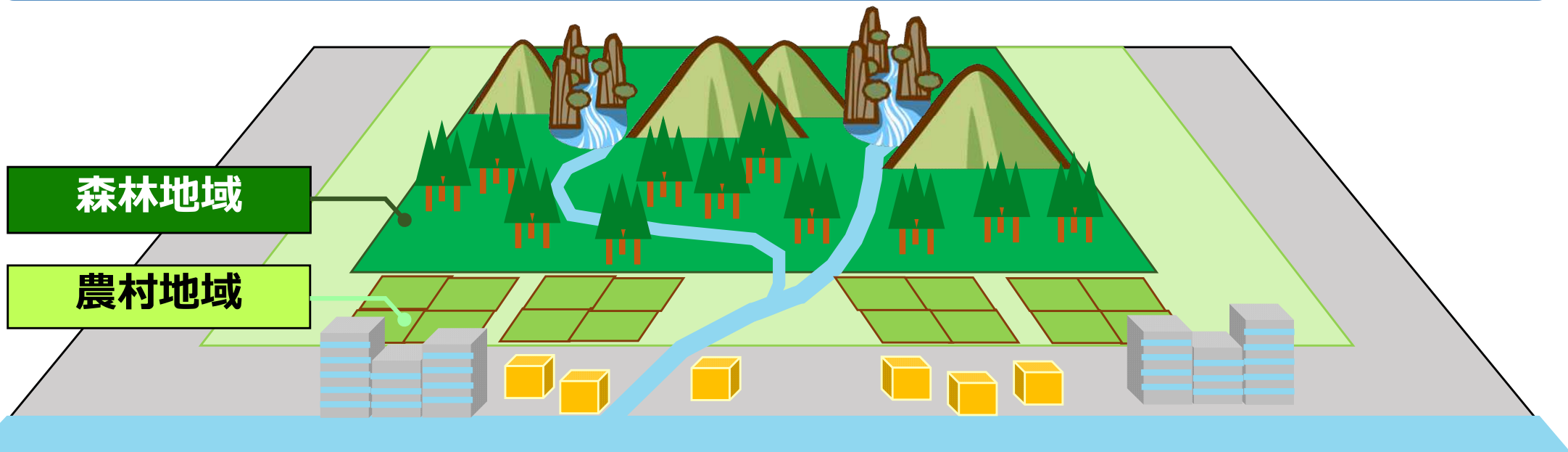
水源涵養機能の状況



- 森林地域 水源涵養機能を有する
- 農村地域 水源涵養機能を有する
- 都市地域 水源涵養機能が低い ⇒ **指定しない**

適正な土地利用の確保に係る規制の状況

- ・ 農村地域は既存の法令で規制されているため指定しない



○森林地域

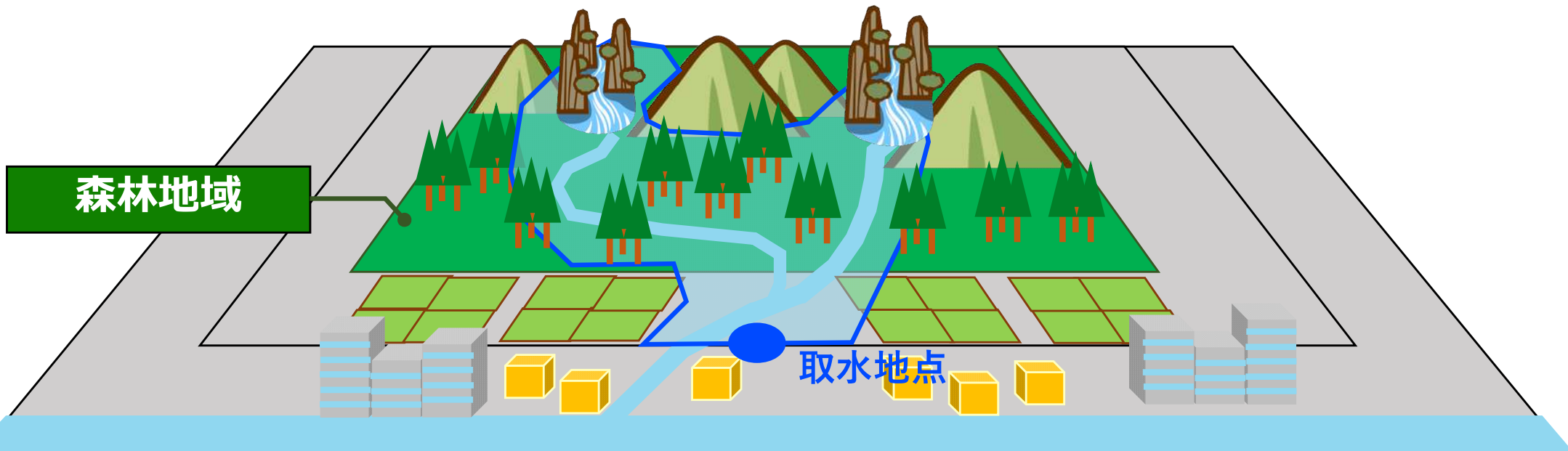
森林法による土地取引事後届出、開発許可 (1haを超える規模)

○農村地域

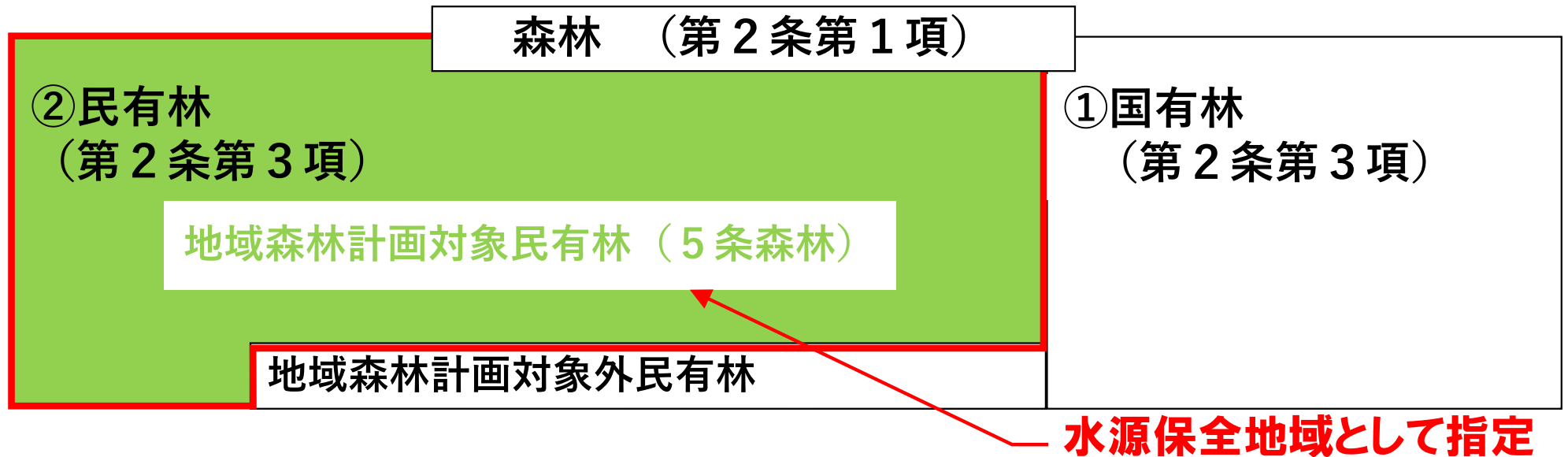
農地法・農振法による権利移転等の許可、転用・開発許可

取水地点等の状況

- ・ 森林を指定することにより、取水地点の周辺は概ね水源保全地域に包含される
 - 取水地点の周辺
 - 表流水：上流の集水域全域
 - 地下水：取水地点から一定の範囲



森林地域の状況



○水源保全地域に指定しない森林の区域

- ・ 国有林は、管理及び処分が適正に行われており、適正な土地利用が確保されているため除く
- ・ 私有林のうち、森林として利用することが相当でない私有林 (地域森林計画対象外私有林)は除く (森林法第5条第1項)

指定案（まとめ）

地域森林計画（森林法第5条第1項）の対象とする
区域（森林法第5条第2項第1号）を水源保全地域
として指定する

※指定後においても、必要に応じて区域の変更を行う

- ・ 地域森林計画の変更に伴う変更
- ・ 社会情勢の変化や市町や県民の要望・意見を踏まえた変更

指定案（全県の状態）

